

宝 農 第 4 2 3 号
令和 7 年 2 月 1 7 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宝達志水町長 寶達 典久

市町村名 (市町村コード)	宝達志水町 (17386)	
地域名 (地域内農業集落名)	吉野屋 地区 (吉野屋)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月18日 (第 1 回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、平成30年度ほ場整備が採択され、整備後は令和2年度より水稻耕作を行っている。担い手は大規模農家である〇〇〇〇氏で、後継者の息子も農業と一緒に携わり、今後予定される経営承継時には法人化も視野に入れている。スムーズな承継にするため、事前準備をしていくことが課題となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

〇〇氏の息子が将来の後継者（現在〇〇歳）を中心とした水稻耕作を基盤として、将来は大麦・大豆などの転作物も含めた営農を目指す。宝達志水町のトキ放鳥モデル地区であることもあり、減農薬での耕作に取りかかっている。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	31.00 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21.47 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

ほ場整備実施区域が吉野屋地区の大部分を占めるため、ほ場整備区域を中心とした耕作をしていく。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
〇〇氏の息子で将来の後継者（現在〇〇歳）を中心とした水稻耕作を基盤として、将来は大麦・大豆などの転作作物も含めた営農を目指す。宝達志水町のトキ放鳥モデル地区であることもあり、減農薬での耕作に取りかかっている。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
ほ場整備の実施に伴い、吉野屋地区の大部分で農地中間管理機構を活用している。
(3) 基盤整備事業への取組方針
基盤整備は平成30年度に採択され、令和2年度より整備区域の耕作を開始。令和5年度の換地総会も終えた。能登地震の影響から登記には至ってないが、当初の予定通り担い手に集約され、耕作されている。営農に関して地震の影響は少ない。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
若い担い手候補となる後継者は確保済みである。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて取り組む。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ①イノシシ被害防止のため、電気柵防除と檻設置で個体数減少の取組みを現在も行っている。 ②トキモデル地区でもあり、減農薬は既に実施しており、現在、特別栽培米耕作者もいる。環境に配慮した農業を目指している。 ③防除にはドローンを活用し、担い手家族で行っている。 ④多用途米で輸出入に関心を持っている。 ⑦、⑧日本型直払制度を活用して調整水田なども管理を行っており、農業用施設もほ場整備区域付近に設置している。 ⑩将来は担い手の若返りを行い法人化も目指しており、隣接地区への営農継続支援や出耕作を進めていきたい。				